（第三面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

（別紙）　基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準又は基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準を用いる場合
１．住戸に係る事項
(1)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置
１）屋根又は天井
【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱
【断熱性能】□熱貫流率（　　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　　（㎡・K）／W）

□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

【14．備考】

（第三面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(i)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)(i)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

（別紙）　基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準又は基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準を用いる場合
１．住戸に係る事項
(1)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置
１）屋根又は天井
【断熱材の施工法】□内断熱工法　□外断熱工法
□充填断熱工法　□外張断熱工法　□内張断熱工法
【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　㎜）
□熱貫流率（　　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　　（㎡・K）／W）